## 国民保養温泉地新選定標準(素案)について

## 1. 国民保養温泉地とは

国民保養温泉地とは、温泉法(昭和23年法律第125号)第29条の規定に基づき、 環境大臣が指定する温泉地域の名称である。

国民保養温泉地制度は、昭和 23 年の温泉法制定当時、保健休養に重要な役割を果たす温泉地について、歓楽地化を防ぎ、国民の健全な保健休養の場としての役割が十分果たされるよう育成するために設けられたものであり、その趣旨に沿って、昭和 27 年に地域指定の選定標準を定め、これに基づき、「国民保養温泉地」という名称で現在まで全国で 91 箇所の温泉地を指定している。

## 2. 新たな国民保養温泉地新選定標準の策定

昭和27年に現行の国民保養温泉地選定標準を定めてからおよそ60年を経て、国民保養温泉地の大部分は保養休養の場として一定の発展を遂げ、観光地化した温泉地との差別化が図られてきた。

一方、資源としての温泉の保護や地域の経済的な発展のためにも、自然とのふれあいの一層の推進に向けて、また、観光立国の推進のための訪日外国人の増加等に向けて、それぞれ温泉地の個性を活かした活性化を図ることが求められているなど周辺状況も大きく変化してきている。

こうした中、今後、国民保養温泉地の活性化を図るためには、各地において、その 地域が有する自然景観、まちなみ、歴史、風土、文化等の特性を踏まえて方向性を明 確にした取組を一層進め、国民保養温泉地の原点を踏まえた利用者にとって魅力のあ る温泉地を形成することが必要である。

このため、環境省では、そのような取組を主体的に行っていく温泉地を対象として、 国民保養温泉地の制度を活用して地域の指定を行うとともに、具体的な取組を広く紹介していきたいと考えており、こうした取組を進めるに当たり選定標準の改定を行う こととしたい。

## 3. 今後の取組

今後、新選定標準を出発点として、国民保養温泉地の活性化を図るための方策について、国民保養温泉地の担い手、有識者、関係省庁、関係都道府県の協力を得て検討の場を設けて検討を進めたい。